

會 務 報 告

◎第1回常議委員會議記錄

- 、日 時 康德7年11月18日 午後5時
、會 場 滿鐵新京支社會議室
、出席者 平山復二郎 坂田昌亮 武藤吉治
永井了吉 高橋誠一 風間武夫
町田義知 浦 要治 山内丈夫
佐藤九郎

、提案事項

1. 康德7年度豫算に関する件
2. 康德8年度豫算に関する件
附特別會員募集に関する件
3. 康德8年度事業に関する件
4. 機關誌發刊に関する件
5. 編輯委員委嘱に関する件
6. 人事に関する件
7. 其他に関する件

一、以上提案事項審議に先立ち演囑託より學會設立認可申請に関する経過並に11月25日付を以て認可さる事を説明す

1. 康德7年度豫算に関する件
2. 康德8年度豫算に関する件
附特別會員募集に関する件
本事項に関しては原案一部修正をなし次の附帶決議を付し別紙の通り承認す。

(1) 附帶決議

本豫算の實行に當りては極力諸經費の節減を圖り以て適正なる運営を期すべし。

尙特別會員募集に関しては名譽會員三氏とも協議をなし再検討致す事に決定す。

3. 康德8年度事業に関する件
本事項に関しては次の通り決定す

(1) 土木講習會

- (2) 研究發表會、講演會及見學會（總會に引續き實施し具體的案は後日協議す）

4. 機關誌發刊に関する件

本事項に関しては明年1月より題號「土木滿洲」を毎月1回發刊致す事に決定す。

但し條件次の如し

- (イ) 表紙は無地とし簡素を旨とする事
- (ロ) 内容は土木一般に渡り記載し技術者の啓蒙、養成を目的とするものにして頁數は本文50頁程度とす。

5. 編輯委員委嘱に関する件

本事項に関しては關東州關係1名
業者關係2名を除き次の通り決定す

- (一) / 山内丈夫 龍野 平野重哉
深町新平 黒田重治 瀬戸政章
美安和夫 羽中田參次 柴田道生
瀧尾一久 安田晴彦

6. 人事に関する件

本事項に関しては別紙の通り承認し早速整備致す事に決定す。

7. 其他に関する件

(1) 常議委員會開催に関する件

本事項に関しては當分毎月第1土曜に新京、奉天交互に於て開催致す事に決定す。 以上

◎第2回常議委員會議記錄

一、日 時 康德7年12月 7日午後6時

一、場 所 奉天滿鐵會館

一、出席者 佐藤應次郎 平山復二郎 坂田昌亮
武藤吉治 蔦江五月 山内丈夫
佐藤九郎 高橋誠一（代橋本利一郎）

一、提案事項

1. 特別會員募集に関する件

- 2. 廣告料制定に關する件
- 3. 職員職名並に給與に關する件
- 4. 其他に關する件

一、本提案事項審議記録

1. 特別會員募集に關する件

以上事項に關しては早速勸誘依頼状を作製し別紙の通り接渉する事に決定す。

2. 廣告料制定に關する件

本事項に關しては事務擔當者に一任し次回常議委員會の承認を受ける事に決定す。

3. 職員職名並に給與に關する件

本事項に關しては次の通り決定す。

(1) 職員職名に關する件

(イ)書記長 (ロ)主 事 (ハ)書 記 (ニ)務事員

(2) 給與に關する件

(イ)本俸を以て全收入とす。

4. 其他に關する件

本事項に關しては次の通り決定す

1. 臨時會費徴収に關する件

正會員 6圓 準會員 4圓 副會員 2圓

2. 會員擴充に關する件

鞏固なる會の基礎を築き其の活動を圓る爲早速計畫を立て其の實行に移る事。

3. 寄附金に關する件(事業關係)

必要に應じ寄附を仰ぐ事

以上

◎第 1 回編輯委員會記録

、日 時 康徳 7 年 12 月 24 日 午後 5 時

、會 場 中銀クラブ

、出席者 町田、黒田、山内、瀧尾、高松、橋本、山野、羽中田、深町、安田、濱、原、

一、協議事項

1. 會誌の内容目標に關する件

2. 内容内譯項目制定の件

3. 印刷使用活字號數選定の件

4. 發行選定日の件

5. 發行人、編輯人に關する件

6. 創刊號祝特別廣告の件

7. 編輯委員追加委屬常任擔當者選任の件

一、以上事項協議に先立佐藤書記長不在の爲廣瀨より第一回理事會に於ける會誌發行に關する件につき説明をなし尙町田編輯部長より補足説明あり其れより以上、事項に就き研究協議の結果次の通り決定せり。

1. 第 1 事項に關しては會誌内容は主として副會員に重點を置き所謂工學技術其他實質的たるものとし且滿洲の特異性を盛り他面會員の親睦向上等をも考慮し編輯に當ることとす。

2. 第 2 事項に就ては日本土木學會誌に準ずるものとす。

3. 第 3 事項は日本土木學會誌活字程度を可とするも新京印刷界の現状にては不可能の爲差當り七ボ半活字にすること。

4. 第 4 事項としては毎月 1 日を發行日とすること。

5. 第 5 事項に就ては書記長其他職員をして之に當らしむる建前とするも專任書記長就任を見る迄關係當局に對する手續き上の便宜より暫定的に黒田編輯委員をして發行人及編輯人とすること。

6. 第 6 事項は會誌の體裁其他よりして金 500 圓程度を目標に滿鐵其他關係方面に依頼状發送至急募集すること。

7. 第 7 事項に關しては次の 3 名を追加委屬すること、併して常任擔當者として黒田委員の承諾を得たるも瀨戸委員に就ては町田部長より後日諒解を求むる事とす。

追加編輯委員

原田千三、浮州 實、大崎虎二、

其他編輯上に關し種々懇談 8 時 30 分散會す

以上

駐 人 滿 洲 土 木 學 會 定 款

第 1 章 總 則

第 1 條 本會ハ土木工學ノ進歩及土木事業ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス。

第 2 條 本會ハ社團法人ニシテ滿洲土木工學會ト稱ス。

第 3 條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ。

1. 調査及研究
2. 會誌其他圖書印刷物ノ刊行並ニ配布
3. 講演會講習會ノ開催
4. 見學視察
5. 諮問ニ應ジ又ハ建議ヲナスコト。
6. 其他本會ノ目的ヲ達スルタメ必要ナリト認メ常議員會ニ於テ決議シタル事項。

第 4 條 本會ハ事務所ヲ新京特別市順天大街交通部内ニ置ク。

第 5 條 本會ハ必要ニ應ジ支部ヲ設ケ又ハ目的ヲ同シクスル法人團體ト提携シテ事業ヲ行フコトヲ得。

第 6 條 本定款施行ニ關シ必要ナル事項ハ滿洲土木工學會規則ヲ以テ之ヲ定ム滿洲土木工學會規則ノ變更ハ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス。

第 7 條 本定款ヲ變更セムトスルトキハ全正會員10分ノ一以上出席シタル總會ニ於テ出席正會員4分ノ3以上ノ同意ヲ得且主務官廳ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス。

但シ第 4 條ノ事務所ノ位置ヲ新京特別市内ニ於テ變更スル場合ニ限り總會ノ決議ニ代フルニ常議員會ノ決議ヲ以テスルコトヲ得。

第 2 章 正會員名譽會員其他

第 8 條 正會員ハ滿洲及關東州ニ在住シ左ノ資格ノ一ニ該當スル者タルコトヲ要ス。

1. 土木工學専門ノ教育ヲ受ケ三年以上其ノ業務ニ從事シタル者。

2. 土木専門ノ技能ヲ有シ5年以上其ノ業務ニ從事シタル者。

3. 學識經驗ヲ有シ土木ノ業務ニ關係アル者。

第 9 條 土木工學及土木事業ニ關シ功績特ニ顯著ナル者ハ總會ノ決議ニ依リ、名譽會員トシテ之ヲ推舉スルコトヲ得。

名譽會員ニ推舉セラレタル者ハ正會員ト同等ノ權利ヲ享有ス。

第 10 條 本會ニ特別會員贊助會員准會員及學生會員副會員ヲ置クコトヲ得。

特別會員ノ代表者ハ正會員ト同等ノ權利ヲ享有ス。

特別會員ノ資格及義務並ニ贊助會員准會員及學生會員副會員ノ資格及權利義務ハ滿洲土木工學會規則ヲ以テ之ヲ定ム。

第 11 條 正會員タラントスル者ハ所定ノ入會申込ヲ爲シ常議員會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス。

承認ヲ得タル正會員ハ併セテ日本社團法人士木學會正會員タルモノトス。

土木學會正會員ニシテ滿洲國及關東州ニ在住スル者ハ本會正會員トシテ常議員會ノ承認ヲ經タルモノト看做ス。

第 12 條 日本社團人正會員ニシテ退會セムトスル者ハ其ノ義務ヲ完了シタル後其ノ旨ヲ届ケ出ツヘシ。

第 13 條 正會員ニシテ1年以上會費ヲ納付ヲ怠リタル時ハ常議員會ノ決議ヲ經テ其ノ權利ノ行使ヲ停止スルコトヲ得。

前條ノ會費ヲ完納シ回復スルト雖モ停止期間中ノ權利ハ之ヲ求ムルコトヲ得ス。

第 14 條 正會員ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ常議員會ノ決議ヲ經テ之ヲ除名スルコトヲ得。

1. 會費忘納2年ニ及ブ者。
2. 本定款及滿洲土木工學會規則ニ違背シ或ハ本會ノ名譽ヲ毀損スルノ行爲アリタル者。

第 15 條 正會員タルノ資格ヲ失ヒタル者ハ既納會費ノ返還ヲ求ムルコトヲ得ス。

第三章 入會金及會費

第 16 條 入會ノ承認ヲ得タル正會員ハ滿洲土木學會規則ノ定ムル處ニヨリ入會金ヲ納付シ會費ヲ負擔スルモノトス。

第 17 條 名譽會員ハ本會會費ノ納付ヲ要セス。

第四章 役員

第 18 條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク。

- | | |
|--------|------|
| 1. 會長 | 1 名 |
| 2. 副會長 | 2 名 |
| 3. 理事 | 7 名 |
| 4. 常議員 | 14 名 |

第 19 條 理事ノ内三名ハ會長及副會長ヲ以テ之ニ充テ 4 名ハ常議員ノ互選ニヨリ之ヲ定ム。

第 20 條 本會ノ役員ハ名譽職トス。

第 21 條 會長ハ正會員中ヨリ正會員ノ投票ヲ以テ之ヲ選舉ス。

副會長及常議員ハ新京特別市及奉天市在住正會員中ヨリ正會員ノ投票ヲ以テ之ヲ選舉ス。

同數ノ投票ヲ得タル者 2 人以上アリテ定員ヲ超過スルトキハ年長順ヲ以テ當選者ヲ定ム。

第 22 條 會長ノ任期ハ 1 年トシ通常總會ヨリ翌年ノ通常總會迄トス。

副會長及常議員ノ任期ハ 3 年トシ通常總會ヨリ翌々年ノ通常總會迄トシ毎年其ノ半數ヲ改選スルモノトス。

本條ノ役員ハ同 1 名稱ノ役員ニ重任スルコトヲ得ス。

第 23 條 常議員中ヨリ互選シタル理事ノ任期ハ 1 年トス但シ再選スルコトヲ妨ケス。

第 24 條 常議員中欠員ヲ生シタルキハ補欠選舉ヲ行ハス、常議員會ニ於テ同年度ノ次點者ヲ以テ之ヲ補フコトヲ得。

補欠ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス。

役員ハ任期滿了後ト雖モ後任者ヘノ事務引繼ヲ了スル

迄其ノ職務ヲ行フコトヲ要ス。

第 25 條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理シ總會及常議員會ヲ招集シテ之ヲ議長トナル。

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ就任順ニ依リ之ヲ職務ヲ代理ス。

理事ハ會務ヲ處理シ常議員ハ第 33 條ニヨリ會務ヲ審議ス。

第五章 總會常、議員會、理事會

第 26 條 通常總會ハ毎年 9 月之ヲ開ク。

臨時總會ハ左ノ場合ニ之ヲ開ク。

1. 常議員會ニ於テ必要ナリト認メタルトキ、
2. 全正會員 20 分ノ 1 以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シ請求アリタルトキ。

第 27 條 總會ノ招集ハ開會 2 週間前ニ其ノ日時場所及議題ヲ掲載シタル本會ノ會誌又ハ書面ヲ以テ之ヲ全正會員ニ通知スルモノトス。

第 28 條 總會ノ議事ハ持一定ムルモノヲ除キ出席者ノ過半數ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スルトコロニ依ル。

第 29 條 總會ニ出席セサル正會員ハ書面ヲ以テ又ハ出席正會員ニ對スル委任狀ニヨリ表決ヲナスコトヲ得。

前項ニヨリ表決シタル者ハ之ヲ出席者ト看做ス。

第 30 條 總會ニ於テ出席者ノ 4 分ノ 3 以上同意アルトキハ第 6 條及第 7 條ノ場合ヲ除ク外豫メ通知セザリシ事項ニツキ決議ヲナスコトヲ得。

第 31 條 常議員會ハ會長及副會長常議員ヲ以テ組織ス。

支部長ハ常議員會ニ出席シテ其ノ決議ニ加ヘルコトヲ得。

第 32 條 常議員會ハ會長ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ常議員 5 名以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シ請求アリタルトキ之ヲ開ク。

第 33 條 常議員會ニ附議ス可キ事項左ノ如シ。

1. 本定款及滿洲土木學會規則所定ノ事項
2. 總會ニ於テ常議員會ニ委任シタル事項

3. 其他會長ニ於テ必要ト認メタル事項

第 24 條 常議員會ハ其ノ權限ノ一部ヲ理事會ニ委任スルコトヲ得。

第 25 條 常議員會ノ議事ハ會長副會長及常議員半數以上出席シ出席者ノ過半數ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スルコロニ依ル。

第 26 條 名譽會員及前會長ハ常議員會ニ出席シテ意見ヲ述フルコトヲ得。

第 6 章 資 産 及 會 計

第 27 條 本會ニ基金ヲ置ク。

基金ニ編入スヘキモノニツキテハ指定寄付金及毎年度歲計剩餘金中ヨリ常議員會ノ決議ニヨリ之ヲ定ム。基金ハ常議員ノ決議セル方法ニヨリ之ヲ管理ス。

第 28 條 本會ノ經費ハ會費基金ヨリ生スル收入寄付金

其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨ス。

第 29 條 本會ノ會計年度ハ曆年ニヨル。

第 30 條 本會ノ經費ハ毎年度豫算ヲ定メ年度開始前常議員會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス。

前項ノ經費ハ年度終了後之カ決算ヲナシ次ノ通常總會ニ報告シテ承認ヲ受クルコトヲ要ス。

第 7 章 附 則

第 31 條 第 1 回ノ會長副會長及常議員ハ設立委員總會ニ於テ之ヲ選舉ス。

第 32 條 第 1 回ニ選舉セラレタル會長並ニ抽籤ヲ以テ定メタル副會長及常議員數ノ半數ノ任期ハ康德 8 年ノ通常總會迄トシ副會長及常議員ノ殘半數ノ任期ハ康德 9 年ノ通常總會迄トス。

常議員中ヨリ互選セラルヘ理事 4 名ノ任期モ亦同シ。

滿 洲 土 木 學 會 規 則

第 1 章 正 會 員

第 1 條 正會員タラムトスル者ハ制規ノ入會申込書ニ姓名生年月日住所職業履歷概要ヲ記載シ正會員 1 名ノ紹介ヲ以テ申込ヲ爲スヘシ。

第 2 條 前條ニ依リ入會申込アリタルトキハ常議員會ニ於テ其ノ資格ヲ審査シ之ヲ承認シタルトキハ其ノ旨申込者ニ通知スルモノトス。

第 3 條 正會員トシテ入會承認ノ通知ヲ受ケタル者ハ所定ノ入會金ヲ拂込ムヘシ前項ノ入會金ノ拂込ヲ受ケタルトキハ其ノ氏名ヲ會員名簿ニ登錄ス。

第 4 條 正會員ニシテ其住所ヲ變更シタルトキハ其ノ旨届出ツヘシ。

第 2 章 特別會員、贊助會員、准會員、學生會員、副會員

第 5 條 特別會員ハ土木ニ關係アル自然人ノ團體又ハ法人ニシテ本會ノ目的ヲ贊助スル者トス。

前項ノ特別會員ハ其ノ代表ヲ定ムルコトヲ要ス。

代表者ノ員數ハ一級 10 人以内二級 7 人以内三級 3 人以内トス。

代表者ヲ變更シタルトキハ其ノ旨届出ツヘシ。

第 6 條 贊助會員ハ本會ノ趣旨ヲ贊成シテ一時ニ 300 圓以上又ハ之ニ相當スル物件ヲ寄附シタル者トス。

第 7 條 准會員ハ滿洲及關東州ニ在住シ左ノ資格ノ一ヲ有スル者タルコトヲ要ス。

1. 工學専門ノ教育ヲ受ケタル者

2. 土木ノ業務ニ經驗アル者。

第 8 條 學生會員ハ滿洲及關東州ニ在住シ土木工學専門ノ學校ニ在學中ノ者タルコトヲ要ス。

第 9 條 副會員ハ土木ニ關係アル者タルコトヲ要ス。

第 10 條 定款第 11 條乃至第 15 條並本則第 1 條、第 2 條及第 4 條ハ特別會員、准會員及學生會員ニ、又本則第 3 條及第 4 條ハ准會員及學生會員ニツキ之ヲ準用ス。

第 11 條 定款第 11 條第 1 項及第 12 條乃至第 15 條並本則第 1 條乃至第 4 條ハ副會員ニツキ之ヲ準用ス。

第 12 條 贊助會員准會員及學生會員ハ會務ノ議定ヲ除

ク外正會員ト同等ノ權利ヲ享有ス。

13 條 副會員ハ會務ノ議定及土木學會刊行物ノ配布ヲ除ク外正會員ト同等ノ權利ヲ享有ス。

第 14 條 准會員カ正會員ニ又ハ副會員カ准會員若クハ正會員ニ資格ヲ變更セムトスルトキハ入會ノ手續ヲ準用ス。

學生會員カ准會員ニ資格ヲ變更セムトスルトキハ學校卒業以前其手續ヲナスヲ要ス。

前項ノ手續ヲナサル者ハ學校卒業ノ月ヨリ准會員ニ資格ヲ變更シタルモノト看做ス。

第 3 章 入會金及會費

第 15 條 正會員准會員學生會員副會員ノ入會金ハ左ノ通リトス。

- | | |
|-------------|-------|
| 1. 正會員 | 金 5 圓 |
| 2. 准會員 | 金 3 圓 |
| 3. 學生會員及副會員 | 金 1 圓 |

第 14 條ニ依リ資格ノ變更ヲ承認セラレタル者ハ入會金ノ差額ヲ要セス。

第 15 條 會費ハ毎年三月及九月ノ二回ニ分納スヘシ。

第 16 條 正會員特別會員准會員及學生會員副會員ノ會費ハ左ノ通リトス。

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 1. 正會員 | 年額金十二圓 |
| 2. 特別會員 | 一級年額金五百圓以上 二級年額金 300 圓以上 三級年額金百圓以上。 |
| 3. 准會員 | 年額金 9 圓 |
| 4. 學生會員 | 年額金 6 圓 |
| 5. 副會員 | 年額金 4 圓 |

正會員ニシテ一時ニ金 120 圓ヲ納付シタルモノハ爾後會費ノ負擔ヲ要セス。

正會員、准會員、學生會員及副會員ヨリ會活動ノ爲必要ナル臨時會費ヲ徵收スルコトアルヘシ。

第 18 條 入會シタル者又ハ資格ヲ變更シタル者ハ入會又ハ資格變更ノ月ヨリ月割ヲ以テ其ノ資格ニ相當スル會費ヲ納付スヘシ。

第 4 章 役員選舉

第 19 條 會長副會長常議員ノ選舉ハ本會所定ノ無記名連記式投票用紙ヲ用ヒ定款第 23 條ニ依ル選舉ハ毎年 8 月末日迄ニ本會ニ到達スル様投票スルモノトス。投票ハ常議員會ニ於テ開票シ其結果ヲ通常總會ニ報告スルモノトス。

第 5 章 會 務

第 20 條 本會ハ會務分掌ノタメ總務經理編譯調查ノ四部ヲ設ク。

第 21 條 總務部ハ講演講習見學視察他學協會及國際會講ノ連絡宣傳紹介文書其他一般庶務ニ關スル事項ヲ掌ル。

第 22 條 經理部ハ豫算決算金錢物品ノ出納保管事業資金ノ調達其他會計ニ關スル事項ヲ掌ル。

第 23 條 編輯部ハ會誌圖書其他出版ニ關スル事項ヲ掌ル。

第 24 條 調査部ハ學術上ノ調査及研究標準規格ノ制定其他各種ノ調査ニ關スル事項ヲ掌ル。

第 25 條 各部ノ部長ハ理事中ヨリ會長之ヲ選任ス。

第 6 章 豫 算

第 26 條 豫算費目内ノ支出ハ會長之ヲ專行ス。

豫算費目ノ流用ハ常議員會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス。

第 27 條 會長ハ常議員會ノ定ムル所ニ依リ主任者ニ現金前渡ヲ爲スコトヲ得。

第 7 章 會誌其他刊行物

第 28 條 本會ハ滿洲土木學會誌(以下會誌ト稱ス)ヲ發行シ及土木學會誌ヲ配布ス。

第 29 條 會誌以外ノ印刷物ノ刊行ハ常議員會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス。

第 30 條 會誌其他ノ刊行物ノ審判先ハ常議員會ニ於テ之ヲ定ム。

第 8 章 講演會其他ノ會合

第 31 條 本會ハ毎年 1 回以上講演會其他ノ會合ヲ開催ス。

第 32 條 本會ハ毎年 1 回以上見學視察旅行ヲ行フ。

第 9 章 委員會及委員

第 33 條 本會ハ必要ニ應シ常議員會ノ決議ヲ經テ委員會ヲ設クルコトヲ得。

委員ハ理事會ニ於テ選定シ會長之ヲ依屬ス。

委員ノ任期ハ 1 年トス但シ重任スルコトヲ得。

第 34 條 本會ハ必要ニ應シ各地ニ地方委員ヲ設クルコトヲ得。

第 10 章 職 員

第 35 條 會長ハ有給ノ職員若干名ヲ任用スルコトヲ得。

第 11 章 雜 則

第 36 條 本會ハ土木工學又ハ土木事業ニ就キ特ニ功勞アル者ニ對シ常議員會ノ決議ヲ經テ之ヲ表彰スルコトヲ得。

第 37 條 本會ハ會誌所載ノ論說報告ニシテ優秀ナルモノニ對シ常議員會ノ決議ヲ經テ賞牌ヲ贈ルコトヲ得。

第 38 條 支部ニ關スル規定並法人團體トノ提携ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム。

第 39 條 本規則ヲ變更セムトスルトキハ總會ニ於テ全正會員ノ 20 分ノ 1 以上出席シ、其 4 分ノ 3 以上ノ同意アルコトヲ要ス。

滿洲土木學會役員

理 事

會 長 佐藤應次郎
副會長 平山復二郎
副會長 坂田昌亮
總務部長 西川總一
調查部長 本間德雄
經理部長 武藤吉治
編輯部長 町田義知

常 務 員 (以下五十音順)

浦 要治 風間武男
桑原利英 佐藤九郎
田邊利男 高橋誠一
永井了吉 沼田征矢雄
山内丈夫

會誌編輯委員 (順位不同)

黑田重治 山内丈夫
原田干三 浮州實
橋本利一 高松信一
大崎虎次 瀨戶政章
平野重哉 深町新平
美安和夫 羽中田參次
安田晴彦 瀨尾一久
柴田道生 龍野